**福祉車両利用誓約書**

美濃加茂市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という）が実施する福祉車両貸出事業（以下「事業」という）の利用登録をしましたが、利用責任者が福祉車両の使用中の一切の責任を持ち、事故等が発生した場合にも異議は申し立てしません。

　また、次の規約を守り、社会福祉協議会の指示に従いますことを誓約いたします。

記

１．当該車両については、善良な管理者の注意をもって管理いたします。

２．当該車両を他の目的には、使用いたしません。

３．当該車両を他の人には転貸いたしません。

４．当該車両を返還するときは、燃料を満タンにして返還します。

５．当該車両を返還するときは、清掃して返還します。

６．事故が発生した場合は、直ちに保険会社に連絡するとともに、社会福祉協議会の担当者にも連絡いたします

７．事故等が発生した場合の補償は、社会福祉協議会の加入保険範囲内とし、それ以外の補償は借受人の負担とします。

８．事故等が発生した場合の事故処理は、借受人において処理します。

　９．運転者は満２１歳以上で、運転免許取得後１年以上の運転経験がある方に限ります。（２１歳未満は保険対象外の為）

令和　　　年　　　月　　　日

（利用責任者）

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（利 用 者）

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

美濃加茂市社会福祉協議会長　様